

コンプライアンス行動指針

直富商事株式会社

(1) 倫理観の最優先

社会規範、倫理を無視した利益は追いません。

①内部ルール等の遵守

・就業規則等に定められた遵守事項を守り、内部規程に則って忠実に職務を遂行します。

②社会良識に基づく行動

・企業は社会に存在することにより成立つ事から、社会に定められたルールを守ると同時に社会の良識に受け入れられる判断基準により行動します。

③倫理観の優先

・会社の利益と社会規範、倫理が相反する場合は、迷わず社会規範、倫理を優先します。

(2) 人間性の尊重

否定せず、傾聴し受容することにより、社会に関わる全ての人間性を尊重し、働きやすい職場環境の構築に努めます。

①人権の尊重

・すべての従業員に関する尊厳と権利を尊重し、人種・性別・宗教・年齢・学歴など事由の如何を問わず、不当な差別を一切行いません。

②ハラスメントの禁止

(ア) セクシャルハラスメント

・職場環境を害する性的な言動及びそれらと誤解される恐れのある言動を行いません。

(イ) パワーハラスメント

・職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる言動を行いません。

(ウ) その他ハラスメント

・妊娠、出産、育児、介護等における制度や社内規定の利用を阻害又は躊躇させるような言動を慎み、利用者に対して不利益な取扱いはしません。

③働きやすい職場環境の構築

・風通しの良い、働きやすい職場環境を構築するため、対話を通じて相互理解を深めます。

・労働関連法を遵守し、長時間労働の撲滅等適切な労務管理を行います。

・心身とも健全に業務が遂行できるよう、「施設・設備等の維持管理、快適な職場環境の保持」等、配慮します。

(3) 公正な業務遂行

公正な立場に則り、法律・ルールを遵守した業務を遂行します。

①関連業法の遵守

- ・本来業務（廃棄物処理業務等）に関連する法令全般、ガイドライン等を正しく理解し、遵守します。

②業務における判断基準

- ・業務に関わる判断基準は、「私達は法令全般、ルールを会社都合より優先します」とします。

(4) 適正取引の維持

適正業務、適正価格を逸脱する過度な要求を厳に慎み、またはそれらの受諾を拒絶し、適正な取引を維持します。

①優越的立場の濫用禁止

- ・優越的立場を利用した不当減額、支払遅延等の独占禁止法に規定される禁止行為を業務に関連する協力関係会社へ要求しません。

②適正価格の検証

- ・社会環境の動向による影響を的確に把握し、適正な価格であることの説明を誠実にを行います。

③過度な要求の拒絶

- ・会社 に 不利益を与え、信用を著しく失墜させる取引、要求は拒絶します。

(5) 不正行為の撲滅

便宜、見返りを求める等の不正行為はしません。

①癒着の排除

- ・利害関係者に対して、不正な職務行為を依頼する目的で金銭、その他の利益を供与したり、その申し出をしたり、約束はしません。

②談合の禁止

- ・同業者より、価格の制限、他の事業者の事業活動の排除、市場競争の制限等の談合を持ちかけられた時にはこれを拒絶します。

（６）社会常識に基づく行為の堅持

利害関係者との節度ある関係を維持します。

①行政当局との適切な関係

行政当局担当者への金品の供与や接待等を行うこと、または受けることはしません。

②過剰接待等の禁止

- ・取引先又は直接の取引関係がなくとも、社会通念上の常識を超える贈答や接待は慎みます。
- ・取引先からの社会通念上の常識を超えた贈答、接待は受けません。

③反社会的勢力の排除

- ・社会の秩序や会社の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等）に対しては毅然とした対応をし、以下のような違法行為や反社会的行為には一切関わりません。
- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他これらに準ずる行為

（７）顧客の資産・情報保護

利害関係に関わる全ての資産・情報を厳格に保護し、正当な理由なく第三者に開示、提供、ソーシャルネットワーク等への情報掲載はしません。

①排出者責任の保護

- ・廃棄物処理法における「排出者責任」の原則を十分に説明し、業法に精通するプロとしてその責任を補佐できるサービスを提供することにより、排出者責任を保護します。

②情報管理

- ・職務上知り得た顧客情報を含む個人情報、機密情報（以下、単に「機密情報」といいます。）を適切に管理し外部に漏洩しません。退職後であっても在職期間中に知り得た機密情報は他人に語りません。
- ・従業員間や取引先等との会合等、公の場で個人や会社を特定され第三者に誤解を与える会話は慎みます。また、それらの情報等をソーシャルネットワーク等への投稿、第三者への開示、提供はしません。

以上